

酒 造 雜 感

原 徳 治

此處に酒造とは日本酒醸造を指して云ふのであつて。徒然に酒造の過去を顧みる時、其の進歩の遅々たる事今更仰天ぜざるを得ない。勿論斯く申す筆者も酒造に携つて10餘年道草を喰つて來た一人で赤面の外ないが、最近つくづく我が日本酒醸造の進歩の後を顧みて、如何に他工業の著しき發達に比して、其の技術的方面からも亦經營の方面からも、或は工場管理の方面から見ても、業者として又技術者としても一應考へ見なほす必要を痛感したものである。

全國重要産業の一つである酒造業、又國稅の最重要の地位を占めて居る酒造業であり、全國各地の監督局及び府縣技術官又は大藏省直轄の醸造試験所、或は専門學校又は大學の學者、或は民間技術者等其の指導的立場にある多數の學者技術者に依つて研究發表された。酒造に關する足跡は、良く品評會等で偉大なる進歩とか發達とか賞みされて居るけれども、扱て之を數へ舉げて後世に残るべき酒界に權威ある發見又は功勞ある指導者は5指を屈する程しかないではないか。

1. 酒造界の蒸發殘査

従來研究發表された事項は或は書物に雑誌に或は報告書等到底數へ切れるもので無いが、實際酒造に應用されて實績を舉げて居るものは、即ち是等多くの研究事項の殆んど全部は蒸發されて仕舞つて、残つた所謂蒸發殘査は大體次の數件に留るのみである。

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 酸類の應用 | 江田鎌治郎氏 |
| 2. 酒造の根本完全な蒸米 | 中村政五郎氏 鹿又親氏 |
| 3. 權で潰すな麴で溶せ | 鹿又親氏 |
| 4. 酵母の生理的研究 | 齋藤賢道氏 |
| 5. 重量法の提唱 | 花岡正庸氏 |
| 6. 原エキス | 鹿又親氏 |
| 7. エキス簡易換算法 | 稻垣直文氏 |

強いて列舉して見ても實際こんなものではないか。

上述中特に江田鎌治郎氏の酸類の酒造に應用の實際價値は恐らく永久不變の偉大なる功績と云はねばなるまい。

又中村政五郎氏と鹿又親氏によつて唱導された完全な蒸米の着眼、而して權で潰すな麴で溶せの着想は前者の江田鎌治郎氏の酸類の應用と相俟つて酒造界から腐造を一掃した一大原因である事は何人も異存なかるべく我が酒造界に裨益する事甚大なるものがある。

又企劃統一方面に於ては花岡氏の白米重量拂出しの提唱と鹿又氏の原エキスの提唱で近き將來に於て必ず全國的に採用されるものと筆者は確信するもので、現在に於ても重量拂出しと原エキスは

既に大方採用されて居るものでこれ又酒界の蒸發殘査である。

又齋藤博士に依つて發表された酵母の生理的研究は現に密閉醗酵が日本酒醸造に於ても實際應用されて居る事で鹿又氏の權で潰すな麴で溶せと相俟つて筆者等も相當な成績を擧げて居る。

又稻垣氏のエキス簡易算出法は工業分析上非常な便益を吾人が既に得て居る事で感謝に堪へない其の他炭素の利用、或は豎式精米機の發明、又冷蔵設備、ホーロータンク等發明者は間接な方々ではあるが我が酒界には將來共に裨益する功勞者であると信するもので筆者は之等の方々に對し誌上から滿腔の敬意を表するものである。

筆者はこの誌上を借りて醸友會の理事者に一言し度い、即ち學士院に學士院賞がある如く我が醸友會に於ても斯くの如き功勞者に對して醸友會賞を呈する事は最も意義ある事ではなからうか。是非共至急具體案を御研究願ひ度き次第である。

2. 酒造の指導的精神

昨年末醸造協會雜誌に先輩小穴富司雄氏の寄稿

審査員として見たる品評會酒

を拜見し、又本年2月醸造學誌に發表された鹿又親氏の

官能的審査法の真相と科學的審査法の重要性

と題する名説を拜讀し、更に本年3月同じく醸造學雜誌に於ける小穴富司雄氏の

酒類品評會に就て所信を再説す

と題する御辯明を拜誦し、又4月號に於て橋爪陽氏の

品評會酒に就て

を拜讀して、論語爲政篇の學而不思則罔、思而不學則殆を思ひ起し、不肖前記3氏から學んだから全渾に達する迄とは行かないが大いに考へさせられた。

筆者は酒界の權威者然も大藏省醸造試験所の技師で全國酒造界の指導者である公人の小穴氏、筆者の同窓で先輩である小穴氏の例の必勝主義には誠に失禮千萬ではあるが賛成する事が出来ない。

品評會は戰である。戰爭である以上どうしても勝たねばならぬ。このどうしても勝つと云ふ主義を敢て必勝主義と名をつける。敵が自分の皮を切つたら、我は敵の骨を碎かねばならぬ。敵が己の骨を碎いたならば、自分は敵の首を落して終はねばならぬ。

同様に敵が5割減の精白で來たなら我は7割減で應ずるが良い。敵が炭素を300匁使つたならば自分は400匁使用するが良い。

これだけの覺悟が無くては到底優者になり得ないと信んずる。

と信念を披瀝されて居る。而もこれが我が酒界を指導する醸造試験所の技師であり公人である人の公言であるとするならば、イクラ蠱負目に見ても全く沙汰の限りである。

又小穴氏は、醸技は神聖である、與へられた權能を十二分に發揮して吟醸の最高峰に達するのに

何の異議も無い筈である。

又 實施指導に出かけるのに戦争に行く心持で出かける。

と申されたが、醸技は神聖であるのと考へ合せてこゝに矛盾がないだらふか、筆者は決して揚足を取るのではないが其の精神を疑ふものであり、小穴氏の言であればこそ其の反響の大なるを恐れるものである。其の誤解される事を先輩のために惜むものである。

筆者がこゝ迄書いた時に、日本醸造協會雑誌に於ける、酒界の權威者黒野勘六氏の醸造時論を拜讀し御高説一々御尤と考へた。

然しながら黒野氏の如き高潔な技術者學者のみであれば問題でないが。而して又品評會の優良酒は衛生と嗜好の妙味を競ふものであつて、敢て未だ經濟的考慮を拂ふ餘地なき事は品評會の性質上當然の事に屬すと申されて居るが、然し黒野博士も亦數年前より現在の審査法の如く官能的のみに依る事は最早時代遅れの感があるから之に幾分科學的審査を正當的に織り込むべきであると提案されたと申し述べて居る。

大體品評會の目的は、小穴氏は、酒造技術の競争だと云ひ、黒野氏は、成品の改善向上を計るには、品評會と云ふ形式が最も適當であると考へられて居る様で、然しながら、全國酒類品評會毎に斯界の權威ある經驗者及當業者から成る多數の評議員に對して改善案に就て諮問して居ると述べられ、何等か改善の良法はないかと御苦心の様拜承する。

又審査の根本的改革は事頗る重大問題であつて其の結果の如何は、醸造の操作及酒質、惹いては稅收入等迄大影響を及ぼす事がないとも限らないから冷靜公平に慎重審議をして萬全を期せねばならないと思ふと、大藏省の官吏らしく全く慎重なる態度に敬意を表する。

筆者も亦黒野博士と同様、昨年迄の品評會も從來の酒造改善上大きな間接的の効果をもたらしたと確認するものであるが、小穴氏の如き、酒界の權威者であり、酒界の指導者であり、公人である國家の官吏である人から、必勝主義者、戦争論者が出て來た以上少なくとも改善を至急に要する必要を痛感するものである。

小穴氏の云ふ如く品評會が戦争であるならば、歐洲大戰の際獨逸が「必要の前には法律なし」と云つたが、我が品評會も戦争ならば同じ事になるのである。現に品評會酒の加工に關しては技術官又審査官である人が其の酒に依つて暗に又は公然と枸橼酸又は葡萄糖或は無水酒精、エッセンス等の加工を實際に指導した確證を握つて居る。戦争であるならば、これも亦「必要の前に法律なし」と云ふ所以ではないか。

されどこの非常時に於ける「モットー」をば平生の經濟生活に應用されては經濟生活其の物を破壊する結果になるから自殺的行爲であり、生活意志の否定ではないか。

支那人は經濟生活に對しては頗る合理的なモットーを有つて居る。賣買雙潤とある。又悠也久也、利莫大於焉とある。日本人にはこの悠也久也利之より大なるは無しと云ふ言葉は日本人の中には棄にしたくもない様である。

指導的立場にある公人としての小穴氏の必勝主義は日本人には極めて誤解され易い、公人としての言としては誠に危い哉である。

扱て閑話休題

我が在來日本酒の動向は從來の如く成行きに任せず、成品の改善向上を計るのに對して、一つの指針を定める必要を痛感する。品評會を戦争と間違へて劍戟ゴツコにする事は大いに識者は慎まねばならない、今の中に確固たる指導的精神を扶殖し、國交斷絶前に平和工作を講ずる必要がある。誰か廣田外相たるや。

内閣も政黨は没落して舉國一致超然内閣が出現して居る。我が酒造界も將に非常時である、醸界一致感情を捨て、醸界百年の大計を樹てなくてはならない。醸造試験所派、東京監督局派乃至は大阪監督局派等感情に立脚した論争を打ち切つて眞に酒造界の改革に意を用ひる事こそ急務である。

筆者は醸界の過去を顧みて醸造技術者の指導的立場、指導的精神を大別して次の二つに大別する事が出来ると思ふ。即ち

1. 10餘年前乃ち大正10年前は腐造救濟時代
2. 大正10年以後は品質の向上改善時代

大別して以上の二つの時代があつたと考へる。

鹿又氏の吟醸の經濟化は餘程以前に提唱されたが時機尙早の感があつた。然しながら今後に於ては吟醸の經濟化も亦必要事に屬する事ではなからふか、小穴氏の必勝主義で行くと結局御互に馬鹿けた競争、戦争をする事になる道草を喰ふ事を止め様、大人氣ないから。

人生は經濟なり

感情は水の如く燃へる理性は氷の如く冷たい、感情のみに支配される人は一時に灼熱するが永續きがしない。理性を根底として考察し上げ、研究し上げ、捏つち上げて、それが感情として凝結すれば始めて白熱する。永續がする、理想ともなり、信仰ともなり、一時に成功しないでも百年其の目的を達せねば止まぬ事になる。日本人は専ら感情に生きる人間で、生きる事に對する敢爲な態度がない。生きるには消極的にも積極的にも經濟的に生きねばならない事は自明の理である。其の經濟的と云ふは、金錢を經濟的に消費するの謂のみではない。肉體も精神も物質も皆經濟的に取扱はねばならないと云ふ意味である。平常我々の工業の發達を期するのに一々戦争に行く考へで、身體も精神も物質も犠牲に供してはたまらない。

酒造は工業である、清酒は勿論嗜好品であるが我々はより以上酒造を工業化する事が酒造業の將來に於て最必要事ではないか。酒造の技術も亦工業技術でなくてはならない。

今後の酒造技術者は宜しく工業酒造として酒造業の躍進を促す事が必要で、これが又酒造界の指導的精神と化さねばならぬいたらうか、感情に捉らはれた討論を排して、大藏省の技術官も學者も凡ての國家の醸界の官吏、而して民間技術者打つて一丸となり一つの最高指導精神を速に決定して酒造業のより良き發展を直接に誘致する事を望んで止まない。

机上の空論と云ふが、權威ある言語をば、原動力となし規矩準繩として、それが現はれて行爲と爲つて始めて本末あり、始終あり、組織あり、且つ眞の意味に於て實行可能となるのである。

今や我々日本人には權威ある言語なく、生活原理を把握しないで行爲し仕事をして居る。其の行爲仕事が減茶苦茶で、そうして行爲し仕事をする毎に各々減茶苦茶に爲り行く嫌がある。

我が酒造界には特にステーツマンシップ即ち經國の學が無く従つて經國の術がない。經國の學が即ち生活の原理、生活の理想を把握するの學である。此の學があつて始めて經國の術がある。經國の術即ち仕事であり行爲である。そして此の仕事行爲にして初めて本末あり、終始あり、組織あり統一あり、換言すれば一に歸着する所があるのである。然るに我が酒界に於ては失禮だが未だに權威ある言語を發するものなく、野に呼べる豫言者もない。強いて擧げるならば鹿又親氏を推したい。

3. 品評會審査法の改善

品評會酒に就て橋爪氏の論文は誠に穿つて居る。實際問題として今日の品評會酒の墮落振りは言語に絶するものがあり、混成酒の品評會の如き感なきや。

黒野博士も亦

出品の審査に際しては官能審査に於ても少しく加工の疑あるものは審査員の心證を害してか必ず悪い探點を附せらるゝ様見受くる。又科學的分析に於ても異物の混入等努めて之を検出排撃する様にして居るから、以前は兎に角其の疑をかけらるゝ物は極めて稀有となつて來た

と事實加工品のある事を認めて居る。

出品の審査に際しては官能審査に於ても少しく加工の疑あるものは審査員の心證を害してか必ず悪い探點を附せらるゝ様見受るとある如く、橋爪氏ではないが審査員は矯味附香を看破せぬことを以て自分の估券に係はるものと考え結果、少しでも香氣の高いものは着香でもせる偽造品と見做して潜かに劣等評點を附する傾があると述べて居るがこれ又事實らしい。

斯く考へ來る時は結局審査員の所に出品に際しては東北からでも、九州からでも一々醸造試験所あたりの審査員に下検査をしてもらつてから出品せねば、優賞することが出来無くなりませぬか。

又事實昨年の品評會の出品前は、各審査員は下検査で御多忙であつた由拜承して居る。

斯くの如き結果を生じたるは全く餘りにも必勝主義者が多い事と、指導者たるものが餘りにも競争心を煽つた結果で、今日では各稅務署の官吏さへ品評會酒に對する加工を默認して居る始末で自分の管内から優等酒を出す事を自分等の名譽と心得て居る事は誠に當然の事ではあるが、稍これらの官吏も亦小穴氏の必勝主義に入會して「必要の前に法律なし」を遺憾無く徹底した結果ではあるまいか。必勝主義の禍の大なる事斯の如しである。

斯くの如き現況であるから、黒野氏も云はれて居る様、何んとか改善せねばならないことは恐らく全國業者の均しく認める所であることゝ思考する。

鹿又親氏の科學的審査法も恐らく、何んとか改善せねばならない。と御考察の結果案出された、同氏の云つた如く未完成ではあるが一つの具體案を逸早く提案され、具眼者の是れに對する是正を天下に問ふたものであつて、氏自らも満全なりとは考へて居らぬ事と思ふ。勿論筆者も同氏の科學的審査法に直ちに賛意を表するものではないが、然しながら快なる哉の感を有して居る。

扱て日本酒品評會を現在の狀態に於て行ふならば、又假へ科學的審査法と感能的審査法を加味して行ふ場合でも先づ橋爪氏の云はれる如く、

出品規定の嚴守、出品紀綱の肅正

を計り規則違犯や法律無視の出品を芟除する様根本的革新を急務とする。

勿論斯くの如き事は業者の自覺に依るべき事ではあるが、日本人は自分の御腹の虫の驅除さへ法律を以て定めねばやらない國民であるから、業者の自覺に待つと云ふ事は到底不可能である。

經費はかゝるかも知れないが、全國的に出品採取立會官吏を直接監督局あたりで任命する必要があると思ふ。

同時に必勝主義を提唱する事を危險思想者として取締つてはどふか、先づ現況に於て品評會をするならば斯く迄徹底した考へで無くては不可能では無からふか、又斯くしても未だ完全なる徹底は不可能事と考へられるかも知れない。

筆者は更に徹底して税法の徹底的改革を斷行して混成酒と在來清酒の限界を撤廢して加工を公然と認めた酒造業に迄徹底する事が寧ろ手取り早く無いかと思考する一人である。

4. 工業的審査法

筆者は上述の如く混成日本酒と在來日本酒との限界を撤廢してこゝに新たに全國の酒造業者を新日本酒業に轉向せしめて品評會を施行したらと考へて居る一人であるが、假りに現在の儘に於て前述の通り

出品規定の嚴守、出品紀綱の肅正

が出来たと假定して品評會の改善案を提唱するならば、從來の審査法を工業的審査法に改正してはどうかと思ふ。

酒造業は勿論工業に屬するもので、將來更に工業化さるべきものと考へる。酒造技術も亦工業技術でなくてはならない。

品評會は小穴氏の言を借りて云ふならば、技術の競争である。然しながら工業技術の競争でなくてはならない。

清酒は複雑な成分で然も嗜好品であるから、味の素や砂糖の如く又藥局法の如く一定の規格に依つてのみ審査する事は稍尙早の感無きにしもあらずである。

品評會の眞の目的を清酒工業技術の改善發達と成品の改善發達に期せしめて考へる時は、清酒其の物が嗜好品である關係上、やはり從來の官能的審査に更に科學的審査を加味した、即ち筆者の云

ふ工業的審査法に改めるならば勿論、満全を期す事は出来まいが、一部の改良となり、且つ正當に酒造の改善發達に資する事が出来るものと信ずる。

其れには何ふしても仕込配合を花岡氏の重量法に先づ改善する必要がある。

而して一定の原料米から、それこそ技術の蘊蓄を極めて小穴氏の非凡にして圓滿なる清酒を出来得る限り多量に得る競技をせしめんとするものである。

高度精白米からは必らず優良酒が多量に得られ、粗白米は粕を多く出さねばならないから優良酒を多量に得られない譯で、こゝに初めて吟醸の經濟化も實現する譯であり、初めて工業化する事が出来るのではないか。

即ち鹿又氏の科學的審査法の原エキスに更に垂歩合を乗じて眞の原エキス化を計るわけである。

又斯くする事は一方に於て優良酒を多量に生産する事になり國民衛生上からも、亦肉垂歩合が多くなる事は大藏省で獎勵する事でもあるから、技術官も亦忠實なる官吏となり得る譯である。

工業的審査の詳細に涉つては何れ稿をあらためて詳述する事にする。

5. 酒造税法の改正

附、混成日本酒と在來清酒税の限界撤廢

我が酒造税法も明治の中期に制定されてから、業界の進歩が遅々たりとは云へ、何等改正されて居らず、混成日本酒が出現してからは誠に不合理千萬な税法と成つて仕舞ひ、到る處に無實の犯罪を構成せしめて居る事は業者の全く遺憾とする所である。

大體在來の清酒も混成日本酒も何れも口から腹に入るもので、公然と致醉飲料として世の中に販賣されて居るものである。

而して清酒も税を支拂つて居り混成日本酒も亦税を支拂つてあるものでありながら、お腹の中では一緒になるものが、之を販賣者が混和すると税法違反に問はれて更に混成酒としての税を課せられるのみならず、實に5倍と云ふ罰金刑に處せられるが如き、又不論罪で、其の故意なるとならざるとを問はず、上記の如き税法上の處罰を受くる事は實に不合理千萬である。

然も最近の混成酒は其の化學進歩の著しきものがあつて、全く從來の清酒と識別し得ざるのみならず、販賣人は時に「レッテル」を取り替へて普通清酒として販賣されて居るもの多く、これが爲に非常な氣の毒の犯罪者を見受けるのである。

大體上述の如き不合理な税法は勿論、從來の清酒を保護する見地より制定されたものであらうが偉大なる化學の進歩は天然絹絲に對して人造絹絲がある如く、人造清酒は現在に於ては、天然清酒と何等遜色なき迄の良品を製出するに到り、其の税法の規定の差違のために、原價が安價になり随つて販賣價格も格安のために一般市場に最近著しき進出を見、市場に於ての販賣方法を検討するに從來の清酒に混和販賣されて居る現況で、眞に徹底的に嚴密なる檢舉をするならば、全國小賣業者にして混成酒と日本酒と共に取扱つて居る販賣店の大半は罪人と化し、又破産してしまふであらふ。

最近混成酒は壺詰として販賣せしめるとか、又は樽には必ず焼印を押さしめるとか、大藏省に於ても上述の事實に徴して考慮を拂つて居る事は事實であるが、右の如き姑息の手段を以てしては到底此の潮流を防止する事は不可能であり、益々犯罪者を續出せしめる結果と成るであらふ。

特に折角こゝ迄進歩した混成酒を従來の清酒を保護する見地から又犯罪防止の見地からとは雖も特殊扱ひする事は大いに考慮を要する問題であり、又科學日本の躍進を阻害するが如き事は我々大襟度の技術者又は従來の日本酒業者も捉らざる所である。

然らば、上述の如き犯罪を防止するに今日の税法を改正せずして行はんとするならば、

先づ小賣業者の免許制度を設定し、而して混成日本酒は特定の販賣者に限り販賣せしめるのである。乃ち従來の清酒を取扱ふ酒類販賣店には絶體に混成酒の販賣を取り扱はしめず又混成酒販賣店では従來の清酒を販賣せしめざる方法を取るより外致し方あるまい。

以上は勿論法律を以て區別せしめるのである。

斯くの如くして人造日本酒が在來清酒に優つて社會人の嗜好に適するならば、これ又止むを得ないではないか、在來清酒業者は潔く轉業すれば良い。

然しながら斯くては、國家の稅收入が減少する事は必然で、國家としては、混成日本酒の増稅を斷行せざるべからざる事になり、又米價調節にも多少影響を來す事に相成るやも知れない。

こゝに於て筆者は、百尺竿頭税法の根本的改正を行ひ混成酒と在來清酒と稅の區別撤去を主唱するものである。

在來清酒も品評會酒に付て論ぜられて居る如く、現在品評會の適切なる効果として盛んに加工が流行して居ると云ふ事であるから、清酒自體が正に混成酒化しつつあるのである。

混成酒も亦在來清酒に盛んに混成されて居るので益々在來清酒化して居る現況で、現在の日本酒の嗜好は、混成酒と日本酒と混合された程度のものが適當して居るのでなからうかと愚考する。

時代に適した税法の改正こそ必要でなくてはならない。

税法の改正を如何にすべきかは、例の鹿又氏の原エキス法に依るが尤も適正と信ずる。

而して従來の清酒の如き醸造法に依るものは、酒精以外は或は葡萄糖或はエッセンス、或はグリセリン或は酸類等醗中に於ては、或は査定前に於ては苟しくも人體に害なき限りは加工を公然と認め之が原エキスを採出して更に垂歩合を乗じて酒造稅を決定せしめるのである。

又混成日本酒は酒精と他の加工藥品を以て製造せしめ、一切米を使用する事を嚴禁して之又原エキス課稅を清酒と同比率を以てなさんとするものである。

味淋は従來と同様にして之又原エキス課稅を行ふ。

斯くするとき従來の清酒、人造清酒、味淋式清酒は製造方法こそ異れ何れも清酒である故、販賣店に於て之を混和するも差支へなく、製造業者が販賣に先だつて混和するも差支へなき事にせんとする提案である。

斯くする時は従來の日本酒は實に混成酒の脅威を感じる事なく、混成酒と在來日本酒との間には

公平なる課税が出来、且つ大蔵省に於て喧しく云ふ割水目的の濃醇酒の取締りも立ち處に解消し税の収入も2割方増収になる事は自明の理で、従來の如き犯罪者もなくなり一舉兩得ではあるまいか。

市場の取引も今後は原エキスを参考にして取引を行ふ様になれば、沸化水素の如き危険物もなくなり、國民衛生上からも大いに奨励して可なる事で、斯くしてこそ初めて工業酒造も躍進し得るではないか、斯くなる時には喧しい品評會の加工問題も差支へなくなりはずまいか、尤も徹底せる品評會改善案でもあり得ると信ずるもので、大方諸賢の御賛成を仰ぐ次第である。

6. 酒界の自力更生

更に筆者は酒界の自力更生を主唱したい。

本年酒造組合法も改正に成り、其の権限が擴大されたのであるが、實際現在に於て猶且つ腐造救済を目的として生れた監督局の技術官に厄介になつて居る時代ではない。

筆者は業界は業界人の力でのモットーの許に、世界的躍進せん事を望んで歇まない。

上述の如き課税法が實施され、加工をも認めしめる課税法の改正が我々の力で必ず出来得ると信ずるから、斯くなるからには我々は大いに我々の技術を振つて躍進日本酒の時代を現出しようではないか。上述の課税法が實施されると政府は恐らく酒造税の自然増収を來たす事が必定である。

又賣買双潤である、悠や久や利是れより大なるは無しである。原エキス20度位の酒を少し位酒造税をゴマカシて賣つて見た所で大した事はない。宜しく社會人にホドコシて而して利を報酬を得る事が必要である。良き品を販賣して衛生と嗜好とを社會人に恵み、酒造業の使命を完ふしようではないか。

筆者の豫想では上述の如く税法が改正になるならば政府は立ち處に2割方の増石になるから3,200萬圓の増収になる。

與へて取る事は差支へないから、酒造業者は従來の交附金10石1圓を5圓に増額せしめ、約500萬石として250萬圓の交附金を取得せんとするのである。

250萬圓の金があれば醸造試験所も拂ひ下けてもらつて、又監督局の鑑定部も廢止せしめ、これを民間に於て乃ち中央會あたりで經營し、酒造業の工業化を計らんとするもので、政府も民間も兩得と云ふものである。

乃ち筆者は上述の如き方法に依つて、我々は我で自力更生工業技術の發揮を期し、酒造業の世界的躍進と國家の税の忠實なる支拂者として、忠實な國民としてこの非常時日本に處して行きたいと考へるものである。

論旨極めて不徹底ではあるが概要を記して大方先輩諸員の叱正を期するものである。(4月20日)